2021年7月

楽天生命認知症保険
（認知症保険（払戻金なし））

契約概要
注意喚起情報
ご契約のしおりー約款（抜粋）

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認していただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。
「契約概要」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。支払事由の詳細や制限事項等やご契約の内容に関する事項の詳細については、ご契約をお引受けした後にお送りする「ご契約のしおりー約款」に記載していますのでご確認ください。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約の申込みに際して特に注意していただきたい事項や、お客さまにとって不利益となる事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。ご契約の内容に関する事項については、「ご契約のしおりー約款（抜粋）」にも記載していますので、あわせてご確認ください。

ご契約のしおりー約款（抜粋）

「ご契約のしおりー約款（抜粋）」は、ご契約にともなう大切なことがらを記載した「ご契約のしおりー約款」の抜粋ですので、申込みの前に必ずお読みください。「ご契約のしおりー約款」はご契約をお引受けした後に、保険証券とともにお送りいたします。申込前に「ご契約のしおりー約款」をご覧になりたい場合には事前にお送りいたしますので、楽天保険の総合窓口（各種変更手続きダイヤル）までお申出ください。
「ご契約のしおりー約款」は当社ホームページ（https://www.rakuten-life.co.jp/）でご覧いただけます。

Rakuten 楽天生命

目次

■契約概要 …… 1

■注意喚起情報 …… 4

■ご契約のしおり－約款（抜粋） …… 8

ご契約にあたって（お願いとお知らせ） …… 8

給付金の請求・お支払いについて …… 17

保険料について …… 19

ご契約後について …… 20

約款別表 …… 21

別表2 …… 21

別表26　対象となる認知症 …… 21

別表27　対象となる精神疾患 …… 21

●楽天生命認知症保険 / 認知症保険（払戻金なし）契約概要●

特徴

◇初めて認知症と診断確定された場合に認知症診断給付金をお支払いします。
◇介護給付特約（払戻金なし）や精神疾患併発入院特約（払戻金なし）を付加すれば、保障内容をさらに充実させることができます。認知症診断給付金が支払われた場合、以後の特約の保険料の払込みは不要です。
◇無事故給付特約（払戻金なし）を付加した場合、認知症と診断確定されなければ3年ごとに無事故給付金をお支払いします。
◇死亡時の保障および解約時の払戻金はありません。

しくみ・ご契約例

以下は代表的な事例です。お申込みいただく内容については、申込書・パンフレット・設計書等でご確認ください。 特約については、ご契約された特約のみ給付金の支払対象となります。

主契約：認知症保険（払戻金なし）　認知症診断給付金額：100万円
特約：介護給付特約（払戻金なし）　要介護給付金額：100万円
　　精神疾患併発入院特約（払戻金なし）　入院給付金日額：10,000円
　　無事故給付特約（払戻金なし）　無事故給付金額：5万円
保険期間・保険料払込期間：終身
保険料払込方法：月払（口座振替扱またはクレジットカード扱）

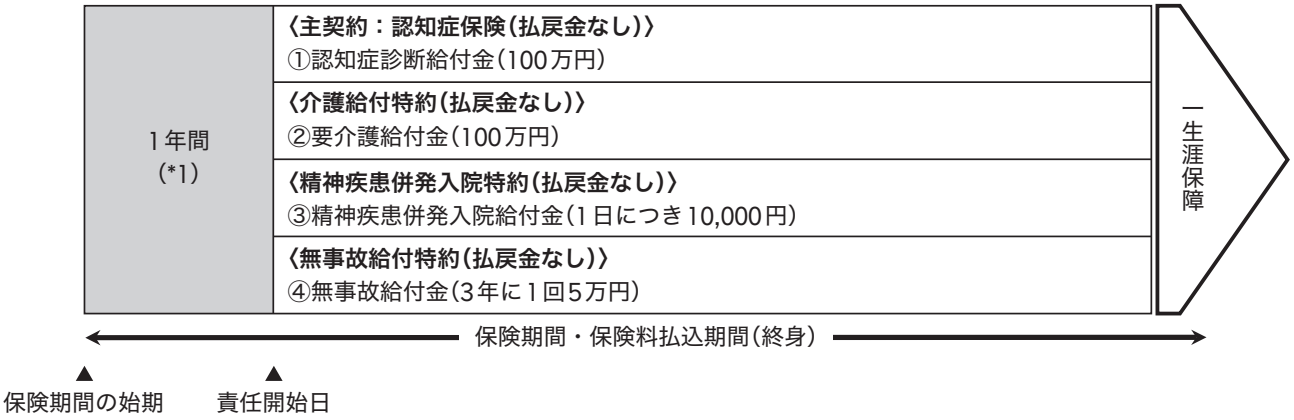

(*1)保険期間の始期の属する日から1年間は保障はありません。

保障内容　※保障内容の詳細は、「ご契約のしおり－約款」でご確認ください。

認知症保険（払戻金なし）および認知症保険（払戻金なし）に付加できる特約の責任開始日は、保険期間の始期（申込みを受けた時または告知の時のいずれか遅い時）の属する日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日です。 責任開始日前に診断確定された認知症や、責任開始日前の要介護認定、精神疾患等はお支払いの対象とはなりません。

◇主契約：認知症保険（払戻金なし）

給付金の種類	支払事由	支払額	支払限度
①認知症診断給付金	責任開始日以後に、責任開始日前を含めて初めて認知症（**➡約款別表26**）と診断確定されたとき（*1）	認知症診断給付金額	1回

(*1)認知症の診断確定は、認知機能検査および画像検査によりなされることを要します。ただし、認知機能検査および画像検査を受けられない場合で、他の所見によって認知症と医師により診断確定され、その診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、認知機能検査および画像検査を行わない方法による診断確定を認めることがあります。

◇介護給付特約（払戻金なし）

給付金の種類等	支払事由・免除事由	支払額等	支払限度
②要介護給付金	責任開始日以後に、次のすべてに該当したとき ①責任開始日前を含めて初めて認知症（**➡約款別表26**）と診断確定されたとき（*1） ②公的介護保険制度にもとづく要介護1以上の状態（**➡約款別表2**）に該当すると認定され、その認定の有効期間中であるとき	要介護給付金額	1回
特約の保険料の払込みの免除	主契約の認知症診断給付金が支払われ、要介護給付金の支払事由が生じていないとき	将来に向かって特約の保険料の払込みを免除します。	—

（*1）認知症の診断確定は、認知機能検査および画像検査によりなされることを要します。ただし、認知機能検査および画像検査を受けられない場合で、他の所見によって認知症と医師により診断確定され、その診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、認知機能検査および画像検査を行わない方法による診断確定を認めることがあります。

◇精神疾患併発入院特約（払戻金なし）

給付金の種類等	支払事由・免除事由	支払額等	支払限度
③精神疾患併発入院給付金	責任開始日以後に、次のすべてに該当したとき ①責任開始日前を含めて初めて認知症（**➡約款別表26**）と診断確定されたとき（*1） ②①に該当した日以後、責任開始日以後に生じた精神疾患（**➡約款別表27**）の治療を目的として入院（*2）したとき	入院給付金日額 × 入院日数	通算支払限度なし
特約の保険料の払込みの免除	主契約の認知症診断給付金が支払われたとき	将来に向かって特約の保険料の払込みを免除します。	—

（*1）認知症の診断確定は、認知機能検査および画像検査によりなされることを要します。ただし、認知機能検査および画像検査を受けられない場合で、他の所見によって認知症と医師により診断確定され、その診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、認知機能検査および画像検査を行わない方法による診断確定を認めることがあります。

（*2）入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。（**➡約款別表2**）

◇無事故給付特約（払戻金なし）

給付金の種類	支払事由	支払額	支払限度
④無事故給付金	契約日（保険期間の始期の属する月の翌月1日）以後3年ごとの契約応当日の前日までに、主契約の認知症診断給付金の支払事由に該当せずに生存しているとき	無事故給付金額	3年に1回 通算支払限度なし

給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができない場合があります。詳しくは、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり－約款」をご覧ください。

お支払いに際しての制限事項等

①認知症診断給付金	●認知症診断給付金の支払事由が生じたとき、認知症保険（払戻金なし）は消滅します。 ただし、認知症診断給付金が支払われる場合で、介護給付特約（払戻金なし）または精神疾患併発入院特約（払戻金なし）が付加されているときは、認知症保険（払戻金なし）は消滅せずに継続します。
②要介護給付金	●要介護給付金が支払われたとき、介護給付特約（払戻金なし）は消滅します。 ●介護給付特約（払戻金なし）の給付にかかわる公的介護保険制度等が将来変更されたときは、主務官庁の認可を得て要介護給付金の支払事由を変更することがあります。

④無事故給付金	●主契約の認知症診断給付金の支払事由が生じたとき、無事故給付特約（払戻金なし）は消滅します。 ●無事故給付金が支払われた後、主契約の認知症診断給付金の支払事由に該当していたことが判明し、お支払いすべき給付金等があるときは、お支払いすべき金額からすでに支払われた無事故給付金額を差し引きます。お支払いすべき金額がすでに支払われた無事故給付金額に不足する場合や、お支払いすべき給付金等がない場合には、不足する金額またはすでに支払われた無事故給付金を返還していただきます。

その他の付加できる特約について

特約	特約の内容
指定代理請求特約	被保険者が給付金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人が給付金を請求することができます。 ※指定代理請求人は、次のいずれかの範囲内で１名を指定してください。 ①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の３親等内の親族 ③被保険者と同居または生計を一にする者（*1） ④被保険者の療養看護に努めるかまたは被保険者の財産管理を行っている者（*1） ⑤その他③および④の者と同等の者（*1）

（*1）当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、給付金を請求すべき適当な理由があると当社が認めた場合に限ります。

責任開始日（*1）前に認知症と診断確定されていた場合の取扱い

◇被保険者が、責任開始日前（復活の場合は、復活の際の責任開始期前）に認知症と診断確定されていた場合には、契約者または被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらず、認知症保険（払戻金なし）または認知症保険（払戻金なし）の復活は無効となります。

◇この場合、すでに払込まれた認知症保険（払戻金なし）の保険料（復活の場合には、復活の際の延滞保険料および復活以後の保険料）は契約者に返金します。ただし、告知前に被保険者が認知症と診断確定されていた事実を契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、返金しません。

※特約が付加されている場合は特約の保険料を含みます。

（*1）保険期間の始期（申込みを受けた時または告知の時のいずれか遅い時）の属する日から、その日を含めて１年を経過した日の翌日

解約時の払戻金について

この保険は解約払戻金をなくす仕組みとしています。この仕組みで保険料の計算をしているため、その分割安な保険料となっています。ご契約の際には、解約払戻金がないことをご確認いただいたうえでお申込みください。

その他ご確認いただきたい事項

◇介護給付特約（払戻金なし）・精神疾患併発入院特約（払戻金なし）が付加されている場合には、認知症診断給付金が支払われた後も、保険契約は消滅せずに継続し、認知症診断給付金の支払事由発生日の翌月以後の保険料（特約の保険料を含みます。）の払込みは不要となります。この場合、付加された介護給付特約（払戻金なし）・精神疾患併発入院特約（払戻金なし）がすべて消滅した場合には、認知症保険（払戻金なし）は消滅します。

◇主契約および無事故給付特約（払戻金なし）には保険料の払込みの免除のお取扱いはありません。

◇この保険には死亡保険金、満期保険金および契約者配当金はありません。

◇この保険には契約者貸付制度および保険料の自動振替貸付制度はありません。

◇この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。詳細は「注意喚起情報」をご覧ください。

お問い合わせ・ご相談などについて

生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談などについては、「注意喚起情報」をご覧ください。

●注意喚起情報●

1 申込日から20日以内であれば、ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除ができます(クーリング・オフ制度)

ご契約のしおり
ー約款（抜粋）
8ページ

◇ご契約の申込日(申込書類を郵送する場合は郵送の際の消印日付とします。)から、その日を含めて20日以内であれば、書面によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。郵便により、当社あてに発信してください。

◇契約者が法人の場合、当制度は利用できません。

2 健康状態・職業等についてありのままを告知してください(告知義務)

ご契約のしおり
ー約款（抜粋）
9ページ

告知義務について

◇契約者や被保険者には健康状態・職業等について告知をする義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知して)ください。傷病歴等がある場合でも、お引受けできることもあります。

◇情報端末を利用した申込みの場合、告知書の記入にかえて、情報端末の画面表示に従い申込みに必要な告知事項を、契約者および被保険者ご自身に入力していただきます。

◇生命保険募集人(募集代理店、募集代理店の取扱担当者、当社の電話オペレーター等)には告知を受ける権限がないため、生命保険募集人に口頭でお話されても告知したことにはなりませんのでご注意ください。

正しく告知いただけない場合

◇故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、保険期間の始期の属する日から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。保険期間の始期の属する日から2年を経過していても、給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由が2年以内に生じていた場合には、ご契約を解除することがあります。

◇ご契約を解除した場合には、給付金の支払事由が生じていても、給付金をお支払いできないことがあります。また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、給付金をお支払いできないことがあります。(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にもご契約が詐欺による取消しとなることがあります。)

3 申込内容等を確認させていただくことがあります

ご契約のしおり
ー約款（抜粋）
9ページ

◇当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約の申込みの際やご契約承諾後、または給付金の請求の際に、申込内容、告知内容、給付金の請求内容等について、確認させていただくことがあります。

4 ご契約の責任開始について

ご契約のしおり
ー約款（抜粋）
9ページ

◇当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みを受けた時(※)または告知の時のいずれか遅い時を保険期間の始期とし、保険期間の始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日(責任開始日)から保障を開始します。

※情報端末で申し込んだ場合は、「情報端末で申込みをされた時」、申込書類を郵送する場合は、「郵送の際の消印日付」とします。

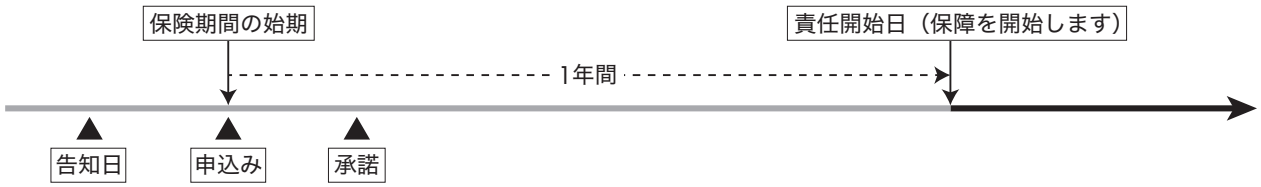

◇当社の生命保険募集人（募集代理店、募集代理店の取扱担当者、当社の電話オペレーター等）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

◇保険期間の始期の属する月の翌々々月の5日までに第1回保険料の払込みがない場合には、ご契約は無効となります。

5 給付金のお支払いができない場合があります

ご契約のしおり
ー約款（抜粋）
18 ページ

◇次のような場合には、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。

・支払事由に該当しない場合（例：保険期間の始期の属する日から1年以内に診断確定された認知症の場合等）
・告知義務違反によりご契約が解除された場合
・免責事由に該当している場合（例：契約者・被保険者の故意または重大な過失により支払事由に該当した場合等）
・詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合
・不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者・被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
・保険料の払込みがなかったため、ご契約が失効している場合

◇給付金のお支払いができない場合の詳細は、「ご契約のしおりー約款」に記載していますので、必ずご確認ください。また、当社ホームページもあわせてご覧ください。

6 保険料は払込期月内に払込みください（ご契約の失効・復活）

ご契約のしおり
ー約款（抜粋）
19 ページ

◇第2回以後の保険料の払込期月は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までです。払込期月内に払込みがない場合に、払込猶予期間（払込期月の翌月1日から末日まで）を設けていますが、払込猶予期間内に保険料の払込みがないと、ご契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

◇ご契約が失効した場合でも、失効した日から1年以内であれば所定の手続きをとっていただきご契約を復活させることができます。当社が復活を承諾した場合、延滞保険料を受け取った時（※1）から、ご契約の責任開始となります。健康状態によっては復活できない場合もあります。

◇認知症保険（払戻金なし）を復活する場合で、延滞保険料を受け取った時（※1）が、責任開始日（※2）前の時は、責任開始日（※2）からご契約の責任開始となります。

※1 告知前に受け取った場合は告知の時
※2 保険期間の始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日

7 解約時の払戻金について

ご契約のしおり
ー約款（抜粋）
20ページ

◇保険契約を解約した場合の払戻金はありません。
◇認知症保険（払戻金なし）およびこの保険に付加できる特約は、解約時に支払う払戻金をなくす仕組みとしています。この仕組みで保険料の計算をしているため、その分割安な保険料となっています。

8 現在ご契約の保険契約を解約・減額したうえで新たなご契約の申込みをする場合、不利益となる事項があります

ご契約のしおり
ー約款（抜粋）
8ページ

◇現在ご契約の保険契約を解約・減額したうえで新たな保険契約の申込みをする場合、次の事項について契約者にとって不利益となることがありますのでご注意ください。
・多くの場合、解約、減額をしたときの払戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約したときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
・新たな保険契約の申込みにあたっては告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たな保険契約のお引受けができなかったり、その告知をしなかったために新たな保険契約が解除されることや、詐欺による取消しとなることがあります。
・新たな保険契約については、責任開始日前に認知症が生じていた場合等には、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。

9 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

ご契約のしおり
ー約款（抜粋）
16ページ

◇保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時の給付金額等が削減されることがあります。
◇当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時の給付金額等が削減されることがあります。

10 給付金をもれなく請求いただくために

ご契約のしおり
ー約款（抜粋）
17ページ

給付金の支払事由が生じた場合

◇給付金のお支払いは、お客さまからの請求に応じて行います。給付金の支払事由が生じた場合には、すみやかに当社までご連絡ください。
◇ご契約されている保険種類により複数の給付金の支払事由に該当することがありますので、支払可能性があると思われる場合やご不明な点がある場合等にもご連絡ください。
◇手続きに関するお知らせ等の当社からの重要なご案内を確実に行えるよう、契約者の住所等の変更があった場合には、必ずご連絡ください。
◇給付金の支払事由、保険料の払込みの免除事由、給付金をお支払いできない場合の詳細は「ご契約のしおりー約款」をご確認ください。また、給付金をお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例を、「ご契約のしおりー約款」、当社ホームページに記載していますのであわせてご覧ください。

指定代理請求特約が付加されている場合

◇被保険者が受取人の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人（被保険者の配偶者、3親等内の親族等、当社の定める範囲で指定いただきます。）が被保険者の代理人として、給付金を請求することができます。
◇万一の際に備え、指定代理請求人にご契約内容、支払事由および代理請求できる旨をあらかじめお伝えく

ださい。

11 保険証券について

ご契約のしおり
ー約款（抜粋）
11 ページ

◇保険証券不発行特約を付加した場合、保険証券の発行は行いません。ご契約の申込みを承諾した場合には、当社所定の電磁的方法により契約者に通知します。ご加入後のご契約内容は、当社所定の契約者様専用サイトでご確認いただけます。契約者様専用サイトで表示された内容が、申込内容と違っていないかご確認ください。もし、内容が相違していたり、不明な点などありましたら、当社または募集代理店までご連絡ください。保険証券不発行特約の解約はできません。保険証券不発行特約を付加した場合、保険期間を通じて保険証券は発行されませんので、ご注意ください。

12 生命保険契約は共済契約と区分して管理しています

◇当社が締結した生命保険契約は、承継により保有した共済契約とは損益を区分して管理しています。それぞれの損益の状況について決算終了後に作成されるディスクロージャー資料でお知らせします。

13 生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は

◇生命保険の手続きやご契約に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は楽天保険の総合窓口でお受けしています。

楽天保険の総合窓口

0120-849-150（無料）

受付時間 月～金 9:00～19:00 土日･祝日 9:00～17:00 年末年始を除く
※当社委託先が承ります。

◇この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。

◇（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（https://www.seiho.or.jp/）

◇なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

●ご契約のしおり－約款（抜粋）●

ご契約にあたって（お願いとお知らせ）

■生命保険募集人について

保険契約締結の「媒介」と「代理」について
媒介……生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
代理……生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険契約の申込みに対して生命保険募集人が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

○当社の生命保険募集人（募集代理店、募集代理店の取扱担当者、当社の電話オペレーター等をいいます。以下同じ。）はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。ご契約の成立後にご契約内容の変更等をする場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

○当社の生命保険募集人の身分・権限等に関して確認のご要望がある場合には、楽天保険の総合窓口（各種変更手続きダイヤル）までお問い合わせください。

■申込書・告知書の記入について

○申込書・告知書は契約者および被保険者ご自身で記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、署名をお願いします。

○情報端末を利用した申込みの場合、申込書・告知書の記入にかえて、情報端末の画面表示に従い申込みに必要な事項（告知を含みます。）を、契約者および被保険者ご自身に入力していただきます。入力いただいた内容を十分お確かめのうえ、情報端末の画面上に署名をお願いします。

■クーリング・オフ制度について

○ご契約の申込日（申込書類を郵送する場合は郵送の際の消印日付とします。）から、その日を含めて20日以内であれば、書面によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。第1回保険料を払込みいただいている場合には、第1回保険料全額をお返しします。

○書面に下記の事項を記載のうえ、郵便により当社あてに発信してください。クーリング・オフは書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。

- ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除をする旨
- 契約者の氏名（自署）
- 契約者の住所・電話番号
- 申込番号・保険種類・被保険者名

〈送付先〉　〒983-8790　日本郵便株式会社　仙台東郵便局　私書箱第18号
楽天生命保険株式会社事務センター　クーリング・オフ係

○次の場合には、クーリング・オフ制度を利用することができません。
・法人を契約者とする保険契約の場合

■現在ご契約の保険契約を解約または減額し、新たな保険契約への申込みを検討されている方へ

○現在ご契約の保険契約を解約または減額し、新たな保険契約への申込みを検討されている場合、次の事項について契約者にとって不利益となることがありますのでご注意ください。
・解約、減額の際に払戻される金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は減額部分に対応する払込保険料）よりも少ない金額となります。特に、ご契約後の経過年数が短い場合の払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うこととなる場合があります。
・新たな保険契約の申込みをする場合には告知義務があります。告知が必要な傷病歴がある場合等、被保険者の健康状態等によっては、新たな保険契約のお引受けができなかったり、その告知をしなかったために解除、取消しとなることがあります。（新たな保険契約の保険期間の始期の属する日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消しの規定等についても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺行為等が適用の対象となります。）
・新たな保険契約については、責任開始日前に認知症が生じていた場合等には、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。

■告知と告知義務について

告知の重要性（告知義務）

○**契約者や被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務（告知義務）があります。**生命保険は多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事している方等が無条件に加入すると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知して）ください。傷病歴等がある場合でも、お引受けできることもあります。

告知をお受けできる権限（告知受領権）

○告知受領権は当社が有しています。生命保険募集人には告知を受ける権限がないため、生命保険募集人に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

告知義務違反について（正しく告知されない場合のデメリット）

○告知していただく事項は「告知書」に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、保険期間の始期の属する日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除し、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。保険期間の始期の属する日から2年を経過していても、給付金の支払事由が2年以内に生じていた場合には、ご契約を解除することがあります。

○ご契約を解除した場合でも、「給付金の支払事由または保険料の払込みの免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除をすることがあります。

○ご契約を復活する場合にも告知が必要です。復活にあたり告知義務違反があった場合には、復活の際の責任開始日を基準にしてご契約を解除することがあります。

○告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、ご契約を解除することができます。

※告知義務違反としてご契約を解除する場合以外にも、給付金をお支払いできないことがあります。たとえば、**「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険が極めて高い疾患の既往症、現症等について故意に告知しなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金をお支払いできないことがあります。（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にもご契約が詐欺による取消しとなることがあります。）この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。**

■申込内容等の確認について

○当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約の申込みの際やご契約承諾後、または給付金の請求等の際に、申込内容、告知内容、給付金の請求内容等について、確認させていただくことがあります。

■保障の開始（責任開始）と契約日

○当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みを受けた時（※）または告知の時のいずれか遅い時を保険期間の始期とします。

○保険期間の始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日（責任開始日）からご契約の保障を開始します。

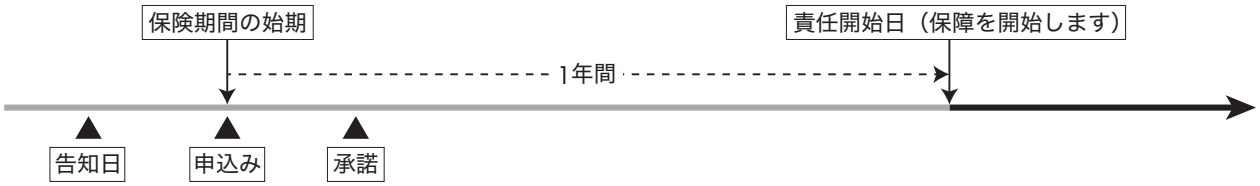

※情報端末で申し込んだ場合は、「情報端末で申込みをされた時」、申込書類を郵送する場合は、「郵送の際の消印日付」とします。

○保険期間の始期の属する月の翌月1日が契約日となります。契約年齢および保険期間は契約日を基準に計算します。

■第１回保険料の払込み

○第１回保険料の払込方法は口座振替またはクレジットカード払いです。

※第１回保険料領収証は発行しません。また、当社の生命保険募集人が第１回保険料を現金でお預かりすることはありません。

〈口座振替扱〉

○第１回保険料は、保険期間の始期の属する月（申込月）の翌月または翌々月の振替日に、契約者が指定した金融機関の口座から振り替えます。

○初回の振替日が申込月の翌々月となった場合や、預金残高不足等により振替日に振替できなかった場合には、申込月の翌々月の振替日に第１回保険料と第２回保険料を合わせて請求します。

（例）

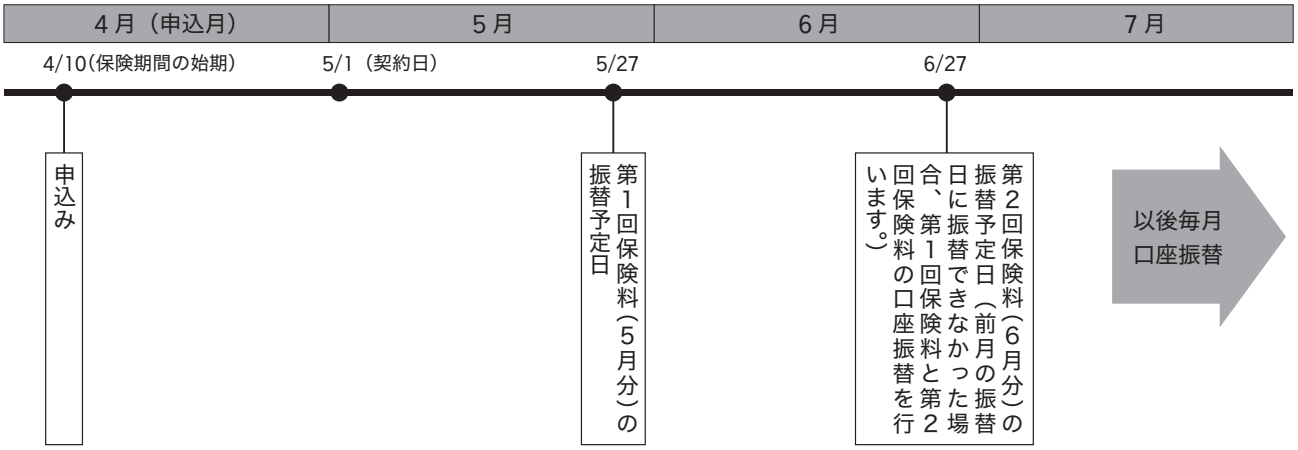

〈クレジットカード扱〉

○第１回保険料はクレジットカードによりお支払いいただきます。クレジットカードによりお支払いいただくにあたり、クレジットカードの有効性等の確認を行います。

○カード決済日はクレジットカードの種類により異なりますので、クレジットカード会社からのカードご利用明細などでご確認ください。第１回保険料と第２回保険料を合わせて請求する場合もあります。

○クレジットカードの有効性等が確認できなかったときには、指定されたクレジットカードによる保険料の払込みは取扱いません。

（例）

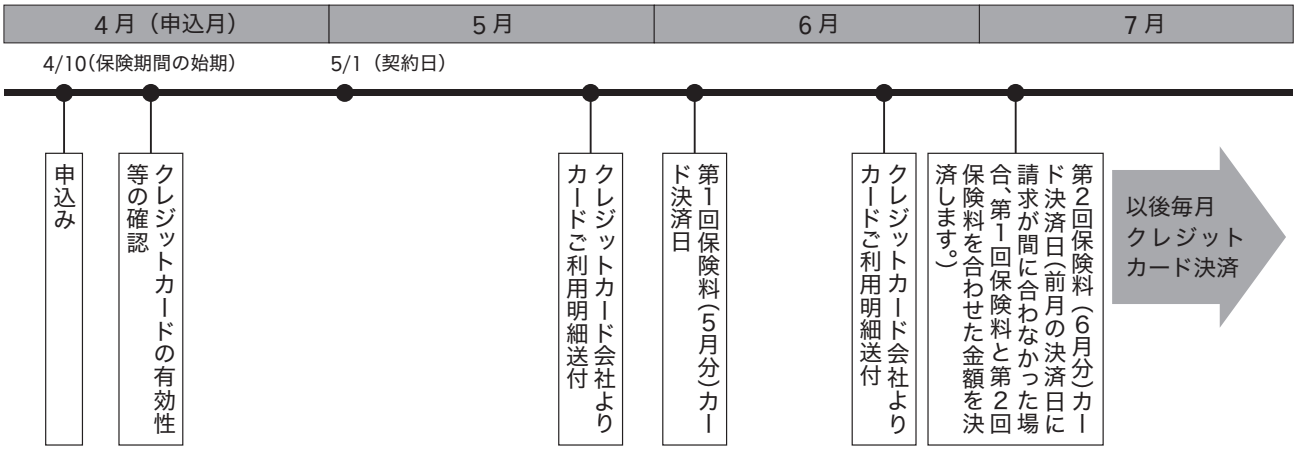

■ご契約の無効

○申込月の翌々々月の5日(第1回保険料の払込期間満了日)までに第1回保険料の払込みがない場合には、ご契約は無効となります。第1回保険料の払込期間満了日までに第1回保険料と第2回保険料を払込んでください。

(例)

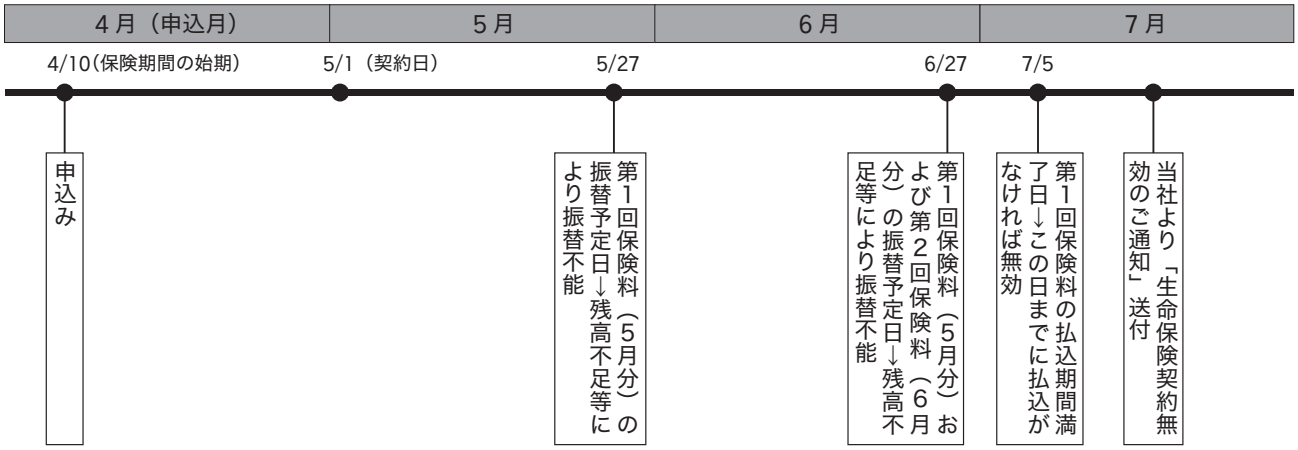

■保険証券について

○ご契約の申込みを承諾した場合、契約者に保険証券をお送りします。保険証券に記載された内容が、申込内容と違っていないか、もう一度ご確認ください。もし、内容が相違していたり、不明な点などありましたら、当社または募集代理店の取扱担当者までご連絡ください。保険証券は大切に保管してください。

○保険証券不発行特約を付加した場合、保険証券の発行は行いません。ご契約の申込みを承諾した場合には、当社所定の電磁的方法により契約者に通知します。ご加入後のご契約内容は、当社所定の契約者様専用サイトでご確認いただけます。契約者様専用サイトで表示された内容が、申込内容と違っていないかご確認ください。もし、内容が相違していたり、不明な点などありましたら、当社または募集代理店の取扱担当者までご連絡ください。保険証券不発行特約の解約はできません。保険証券不発行特約を付加した場合、保険期間を通じて保険証券は発行されませんので、ご注意ください。

■個人情報の取扱いについて

○当社(楽天生命保険株式会社)は、お客さまから信頼される保険会社を目指し、当社がお預かりしている個人情報および個人番号(以下、「個人情報等」といいます。)の取扱いに関する方針「プライバシーポリシー」を当社ホームページに掲載しています。当社の個人情報等に関する主な取扱い内容は、次のとおりです。

1. 個人情報等保護に関する関係法令等の遵守

当社は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)をはじめ個人情報等保護に関する諸法令、国および関係機関が定める指針・ガイドラインその他の規範および当社プライバシーポリシーを遵守します。

2. 個人情報等の利用目的

当社は、お預かりしている個人情報等を、次の目的のために利用し、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱いを行いません。また、そのための必要な措置を講じます。

(1)各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い

(2)関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス等のご案内・提供・維持管理

(3)当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス等の開発・充実

(4)その他上記業務に関連・付随する業務

ただし、個人番号および特定個人情報(個人番号を含む個人情報)については、次に掲げる事務に必要な範囲でのみ収集し、それ以外の目的では使用いたしません。

①源泉徴収票・支払調書作成事務

②報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務

③前①②に掲げる事務以外の、法令に定める個人番号関連事務等

機微(センシティブ)情報の取扱いについて
保健医療情報などの「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(個人情報保護委員会・金融庁)第5条1項」に定める機微(センシティブ)情報は、「保険業法施行規則第53条の10」により、保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から、お客さま等の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。当社は、機微(センシティブ)情報について、限定されている目的以外では利用いたしません。

3. 個人情報等の取得方法

当社は、業務上必要な範囲内で、法令等に照らして違法性のないように留意するとともに、社会的良識に照らして適正な方法で個人情報等を取得します。主な取得方法は、次のとおりです。

(1)申込書・契約書・告知書のほか、ヒアリング・アンケートなどにより個人情報を取得させていただきます。
(2)キャンペーン等の実施の場合には、インターネット・はがき・電話等で個人情報を取得させていただく場合があります。
(3)当社へお申出いただいた照会内容等につきましては、業務運営・管理およびサービスの充実等、迅速かつ適切な対応を行うため通話内容等を録音させていただく場合があります。
(4)窓口対応につきましては、防犯等の観点より録画させていただく場合があります。

4. お預かりしている個人情報

当社がお預かりしている個人情報の主な内容は、次のとおりです。

(1)氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、性別、職業、勤務先、健康状態、金融機関情報、保健医療に関する情報、生死に関する情報
(2)上記(1)に記載されている情報のほか、当社が取得した書面等(申込書・契約書・告知書、公的機関が発行する書類など)に記載されている情報
(3)保険契約・委託契約等の維持管理に関する情報
(4)保険金・給付金等の支払いに関する情報

※上記には、吸収分割等により当社が承継した個人情報も含まれます。

5. 個人情報等の安全管理措置

当社は、お預かりしている個人情報等を、正確かつ最新のものに保つよう努めるとともに、不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等を予防するため、個人情報等の取扱いに関して、次のとおり安全管理措置を実施し、必要に応じ是正措置等を講じます。

(1)安全管理について役職員等の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程等を整備運用し、その実施状況を確認するとともに、個人情報等保護の適正な取組体制を維持します。
(2)個人情報等を取扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウエア対策、情報システムの監視等セキュリティ対策を実施します。
(3)役職員等に対し、個人情報等の非開示契約の締結や教育・訓練等を行います。
(4)当社施設への入退室管理、個人情報等の盗難防止等の措置を講じます。

6. 個人情報の第三者への提供

当社は、次の場合を除き、取得した個人情報を第三者に開示、提供を行いません。

(1)法令にもとづく場合
(2)ご本人が同意されている場合
(3)ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
(4)法令により要請され、かつ当社が開示を妥当だと判断した場合
(5)再保険の手続きをする場合(詳細は、「再保険会社への提供について」をご確認ください)
(6)利用目的の達成に必要な範囲内で業務の一部を委託・共同利用する場合
(7)個人情報保護法により、ご本人の同意を得ずに提供が認められている場合

ただし、特定個人情報については番号法で定める場合を除き、第三者に提供いたしません。

再保険会社への提供について

当社は、お引受けする保険契約について、次のとおり個人情報を再保険会社（外国（本邦の域外にある国または地域）にあるものを含む。）に提供することがあります。

○第三者に提供する目的

再保険の仕組みを通じた保険引受リスクの分散のため、再保険会社における再保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用を目的とします。

○提供する個人情報の項目

再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、健康状態に関する情報、保険金受取人氏名・住所、診断書類など業務遂行に必要な個人情報

○提供の手段等

当社は、再保険会社へ提供する個人情報を暗号化等により秘匿化し、運搬、郵送、宅配便およびメール等の手段で再保険会社に提供いたします。

○個人情報の取扱いに関する契約について

当社は、個人情報の取扱い等に関する条項を規定した契約を再保険契約の相手方と締結します。

個人情報の共同利用について

○楽天グループ株式会社との共同利用について

楽天グループ株式会社が運営するお客さま向けプログラムやキャンペーン（以下「楽天お客さま向けキャンペーン等」といいます。）の運営のために、楽天お客さま向けキャンペーン等の対象者となられるお客さまの当社保険契約（以下「対象保険契約」といいます。）について、申込書類およびその附属書類、インターネット等電磁的方法や電話・チャット等を通じてご提供いただいた申込みにかかる個人情報その他のお客さまの個人情報を、楽天グループ株式会社と共同で利用します。

（1）共同利用する個人情報の項目

①お客さまを識別する符号その他の情報

②対象保険契約申込み・ご加入・ご継続にかかる情報等の対象保険契約のステイタスについての情報

③その他楽天お客さま向けキャンペーン等を運営するうえで必要な情報

（2）共同利用の利用目的

楽天お客さま向けキャンペーン等について、お客さまの情報通信端末画面に、お客さまの楽天お客さま向けキャンペーン等の利用状況およびこれに伴う特典の蓄積状況の表示を行うため

（3）データ管理責任者

楽天生命保険株式会社

○グループ会社との共同利用について

楽天インシュアランスホールディングス株式会社（以下、「楽天インシュアランスホールディングス」と表記）および楽天インシュアランスホールディングスの子会社等（以下、これらを総称して「楽天インシュアランスグループ」と表記）では、グループの経営管理や各種リスク管理を実施すると共に、より付加価値の高い各種商品・サービスを開発・提供等するため、以下のとおり個人データの共同利用を行います。

（1）共同利用する個人データの項目

楽天インシュアランスグループが保有する個人の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、メールアドレス、個人を識別する符号、保険契約の申込書類およびその附属書類等に記載されている情報、保険金・給付金等の支払いに関する情報、保険契約の維持管理に関する情報その他の下記利用目的達成のために必要な個人に関する情報

（2）共同利用者の範囲

楽天インシュアランスグループ

※楽天インシュアランスグループの詳細につきましては、楽天インシュアランスホールディングスホームページ（https://www.ins-hd.rakuten.co.jp/）の「グループ情報」をご参照ください。

（3）共同利用の利用目的

①経営管理、各種リスク管理およびこれらに付帯する業務ならびに法令等の遵守

②各種取引の開始・維持管理（各種保険契約のお引受けやご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いを含みます）

③楽天インシュアランスグループの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

④楽天インシュアランスグループが提供する各種商品・サービスのご案内、提供

⑤その他上記に関連・付随する業務

（4）個人データ管理責任者

当該個人データを原取得した各会社

7. 個人情報等取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報等に関する取扱いを第三者へ委託することがあります。委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

委託先について
各種保険契約の募集・お引受け、ご継続・維持管理、保険契約のお引受けや保険金・給付金等のお支払いに関する確認業務、情報システムの保守等の業務の全部または一部を委託する場合は、個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。当社は代理店制度を採用しており、委託先には当社募集代理店を含みます。

8. 情報交換制度等について

当社は、一般社団法人生命保険協会が運営する次の制度において、他の生命保険会社等との間で生命保険契約等に関する個人情報を共同利用します。次の制度につきましては、一般社団法人生命保険協会のホームページもあわせてご覧ください。

○契約内容登録制度・契約内容照会制度

○支払査定時照会制度

ただし、特定個人情報については共同利用いたしません。

9. ご本人からの開示等の請求

当社は、お客さま等からご本人に関する保有個人データの利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加、利用の停止および第三者への提供の停止(以下、「開示等」といいます。)の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいた上で、法令に則り、速やかに対応します。また、ご本人に代わって開示等のご請求をされる場合には、その代理権の存在を示す資料のご提出をお願いいたします。

開示等のご請求に関する手続きは、当社ホームページまたは10. に記載のお問い合わせ窓口でご確認ください。

10. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報等の取扱いに関する苦情・相談に対し、迅速かつ適切に対応いたします。当社の個人情報等の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談等は、下記までお問い合わせください。

楽天生命　個人情報窓口　0120-977-677　(平日9:00～19:00、土日・祝日9:00～17:00／年末年始を除く)
ホームページアドレス　https://www.rakuten-life.co.jp/

11. 認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けています。

ーお問い合わせ先ー

一般社団法人生命保険協会　生命保険相談室
電話番号：03-3286-2648／所在地：〒100-0005　千代田区丸の内3-4-1　新国際ビル3階
受付時間：9:00～17:00(土・日曜、祝日、年末年始を除く)／ホームページアドレス：https://www.seiho.or.jp/

12. 提供の任意性

当社への個人情報等の提供はご本人の任意ですが、業務上必要となる情報をご提供いただけなかった場合、利用目的に記載した各種商品・サービス等のご提供ができない場合があります。

13. 個人情報管理態勢の継続的改善

個人情報等を適切に保護するための個人情報管理態勢を構築し、継続的に見直し、改善に努めます。また、プライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合には、当社のホームページ(https://www.rakuten-life.co.jp/)に掲載し、公表いたします。

■「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

○当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」にもとづき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定のものと共同して利用しています。

〈契約内容登録制度・契約内容照会制度〉

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下、「保険契約等」といいます。)のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下、「保険金等」といいます。)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しています。

保険契約等の申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等の申込みがあった場合または保険金等の請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下、「契約日等」といいます。)から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までお問い合わせください。

登録事項
(1)保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所(市・区・郡までとします。)
(2)死亡保険金額および災害死亡保険金額
(3)入院給付金の種類および日額
(4)契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
(5)取扱会社名
その他、正確な情報の把握のため、ご契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。

〈支払査定時照会制度〉
保険金等の請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。
当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下、「保険契約等」といいます。)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下、「お支払い等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。
保険金等の請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。
照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知りえた情報を他に公開いたしません。
当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等の受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までお問い合わせください。

相互照会事項
次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。
(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。)
(3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法
上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。

■生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

○生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。

■「生命保険契約者保護機構」について

○当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。

○保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

〈生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先〉
生命保険契約者保護機構　TEL 03-3286-2820
※月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

■当社の会社形態について

○保険会社の会社組織形態には「株式会社」と「相互会社」があり、当社は株式会社です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の契約者は相互会社の契約者のように「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

給付金の請求・お支払いについて

■給付金の請求

○給付金の支払事由(「契約概要」をご覧ください。)が生じた場合には、当社にご連絡ください。給付金の請求に必要な書類をご案内します。給付金の請求書等は当社ホームページからダウンロードすることもできます。

○無事故給付金は、当社にて認知症診断給付金の支払状況および保険料の払込状況等を確認のうえお支払いするので、請求のお手続きは必要ありません。お支払いする前に、認知症診断給付金の支払事由が生じていないかの確認および無事故給付金の受取方法の確認を当社からさせていただくことがあります。

■給付金の支払期限について

○給付金は、請求書類が当社に到着した日(*)の翌日から5営業日以内にお支払いします。ただし、当社に提出された書類だけでは確認ができない場合は次のとおりとします。

給付金をお支払いするための確認等が必要な場合		支払期限
① 給付金をお支払いするために確認が必要な場合	○給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ○給付金の免責事由に該当する可能性がある場合 ○告知義務違反に該当する可能性がある場合 ○重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日(*)の翌日から30日
② 上記①の確認を行うために特別な照会や調査が必要な場合	○医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合	請求書類が当社に到着した日(*)の翌日から30日
	○弁護士法にもとづく照会その他法令にもとづく照会が必要な場合 ○研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ○日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日(*)の翌日から90日
	○契約者、被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合	請求書類が当社に到着した日(*)の翌日から180日
	○災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日(*)の翌日から60日

(*)請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

○無事故給付金(無事故給付特約(払戻金なし))は、3年ごとの契約応当日(その日が非営業日のときはその翌営業日)または3年ごとの契約応当日の前日までの保険料が払込まれたことを確認した日のいずれか遅い日の翌日から5営業日以内にお支払いします。

○給付金をお支払いするための上記①②の確認等に際し、契約者、被保険者、給付金の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金をお支払いしません。

○給付金を請求する権利は、3年間請求がない場合には時効により消滅しますのでご注意ください。

■代理請求について(指定代理請求特約)

○指定代理請求特約が付加されている場合、被保険者が受取人である給付金の支払事由が生じたときに、被保険者が給付金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人が、被保険者の代理人として給付金を請求することができます。

○契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ指定代理請求人を指定してください。

指定代理請求人の範囲	被保険者が給付金を請求できない特別な場合	代理請求できない場合
次のいずれかの範囲内で1名を指定してください。 ①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の3親等内の親族 ③被保険者と同居または生計を一にする者(*) ④被保険者の療養看護に努めるかまたは被保険者の財産管理を行っている者(*) ⑤その他③および④の者と同等の者(*)	●給付金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めたとき ●その他給付金を請求できない特別な事情があると当社が認めたとき	指定代理請求人が次に該当する場合には代理請求をすることができません。 ●故意に給付金の支払事由を生じさせたとき ●故意に被保険者を給付金の請求ができない状態にさせたとき ●請求時において、指定代理請求人の範囲外となったとき(例:婚姻関係を解消して戸籍上の配偶者でなくなったとき等)

(*)当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、給付金を請求すべき適当な理由があると当社が認めた場合に限ります。

○被保険者が給付金を請求できない特別な事情がある場合で、かつ、指定代理請求人が請求時に死亡している、指定した指定代理請求人が指定代理請求人の範囲外である、指定代理請求人が代理請求できない等、指定代理請求人が請求できないときは、次の方（代理請求人）が給付金を請求することができます。

①請求時において被保険者と同居または生計を一にする死亡保険金受取人

②①に該当する者がいない場合、①に該当する者が代理請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居または生計を一にする被保険者の戸籍上の配偶者

③①または②に該当する者がいない場合、①または②に該当する者が代理請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居または生計を一にする被保険者の３親等内の親族

④①②③に該当する者がいない場合、①②③に該当する者が代理請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、①②③に該当する者と同等の給付金を請求すべき適当な理由がある者として当社が認めた者

○給付金を指定代理請求人・代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその給付金を請求いただいてもお支払いできません。

■給付金をお支払いできない場合について

○次の場合には給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。

・給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由に該当しない場合（「契約概要」をご確認ください。）

・給付金の免責事由に該当した場合

給付金	免責事由
認知症診断給付金 要介護給付金 精神疾患併発入院給付金	・契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の薬物依存

・次のいずれかの重大事由によりご契約が解除された場合

①契約者、被保険者が、給付金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます。）

②給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為があったとき（未遂を含みます。）

③他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき

④契約者、被保険者が、反社会的勢力（*1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（*2）を有していると認められるとき

⑤上記①～④の他、当社の契約者、被保険者に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする、上記①～④と同等の重大な事由があるとき

※上記の事由が生じた後に、給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由が生じたときは、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除をすることができません。すでに給付金をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

（*1）暴力団、暴力団員（脱退後５年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（*2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

・責任開始日（保険期間の始期の属する日から１年を経過した日の翌日）前に認知症と診断確定された場合

・詐欺によりご契約が取消しになった場合

・不法取得目的によるものとしてご契約が無効になった場合

・告知義務違反によりご契約が解除された場合

・ご契約が失効している場合

・戦争その他の変乱により給付金の支払事由が生じた場合（削減してお支払いすることがあります。）

○給付金をお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例を「ご契約のしおり - 約款」、当社ホームページに記載していますので、あわせてご確認ください。

■給付金の請求に関して訴訟になった場合

○給付金の請求に関する訴訟については、当社の本社または給付金の受取人の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

保険料について

■保険料の払込方法

○保険料の払込方法(回数)は月払です。

○保険料の払込方法(経路)には次のいずれかの方法があります。保険料領収証は発行しません。

・契約者が指定した口座(当社が提携している金融機関等の口座に限ります。)から毎月振替日に自動的に当社に払込まれます。(口座振替扱)

・クレジットカードによりお支払いいただきます。毎月の保険料の請求はクレジットカード会社より行います。(クレジットカード扱)

■保険料の払込猶予期間と失効

○第2回以後の保険料は払込期月内(月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで)に払込んでください。保険料は毎払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当されます。

○払込期月内に保険料の払込みがない場合でも払込猶予期間があります。払込期月の翌月1日から末日までが払込猶予期間です。

○払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合、払込猶予期間満了日の翌日からご契約は効力を失います。(失効)

○残高不足等の理由で、払込期月に口座振替ができなかった場合には、翌月の振替日に2ヵ月分を請求します。2ヵ月連続して振替ができなかった場合で月末までに前月分の保険料の払込みがないとご契約は失効します。

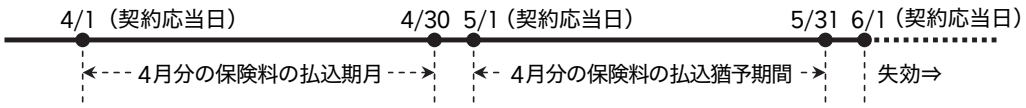

■ご契約の復活

○ご契約が失効した場合でも、失効した日から1年以内であれば、当社の定める手続き(復活請求書の提出、告知、延滞保険料の払込み等)をとっていただいたうえ、当社が承諾した場合、ご契約を復活させることができます。健康状態等によっては復活できない場合もあります。

○復活を承諾した場合、当社は、延滞保険料を受け取った時(告知前に受け取った場合は告知の時)から、ご契約上の責任を開始します。延滞保険料を受け取った時(告知前に受け取った場合は告知の時)が、責任開始日(*)前のときは、責任開始日(*)からご契約上の責任を開始します。復活時の責任開始期前に認知症と診断確定されていた場合等には、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。

(*)保険期間の始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日

■給付金をお支払いする際の保険料の清算について

○給付金(無事故給付金を除きます。)の支払事由が生じたときに、未払込みの保険料がある場合には、給付金からその未払込みの保険料を差し引きます。

■保険料のお支払いが困難になったとき

○保険料の払込みが困難になったときでも、給付金額を当社の定める限度を下回らない範囲で減額することにより、保険料の負担を軽くすることができます。

ご契約後について

■解約と払戻金について

○契約者は将来に向かっていつでも保険契約を解約することができます。保険契約を解約すると、保険契約の効力は消滅します。主契約を解約すると、付加されている特約も同時に消滅します。

○ご契約を解約した場合の払戻金については次のとおりです。

・保険期間を通じて解約時の払戻金はありません。

・解約時の払戻金をなくすしくみとしています。このしくみで保険料の計算をしているため、その分割安な保険料となっています。

○被保険者と契約者が異なるご契約で次の事由に該当する場合は、被保険者は契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

・契約者または給付金の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として給付金の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合

・給付金の受取人が当該生命保険契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合

・上記の他、被保険者の契約者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

・契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約の申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

■各種変更手続きについて

○契約者の変更、改姓・改名、指定代理請求人の変更、住所・電話番号の変更、保険料振替口座の変更、保険証券の紛失・再発行などの場合には、楽天保険の総合窓口（各種変更手続きダイヤル）にご連絡ください。

■生命保険料控除

◇給付金の受取人が契約者ご本人かまたはその配偶者その他の親族であるご契約の場合、１月から12月までに払込んだ保険料（年間正味払込保険料）は、所得税・住民税の課税対象となる所得から控除され、税金の負担が軽減されます。

◇生命保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」を発行しますので、この証明書を年末調整や確定申告の際に、所定の申告書に添付して控除を受けてください。

◇生命保険料控除は「一般生命保険料控除」、「介護医療保険料控除」、「年金保険料控除」の３種類があります。保険契約および付加される特約ごとに、適用される生命保険料控除の種類が異なります。

◇生命保険料控除の種類により認知症保険（払戻金なし）の主契約・特約は次の通り区分されます。

控除の種類	主契約	特約
一般生命保険料控除	—	無事故給付特約（払戻金なし）
介護医療保険料控除	認知症保険（払戻金なし）	介護給付特約（払戻金なし） 精神疾患併発入院特約（払戻金なし）

●約款別表●

別表2

＜介護給付特約（払戻金なし）＞

1.　公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。

2.　要介護1以上の状態

「要介護1以上の状態」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

＜精神疾患併発入院特約（払戻金なし）＞

1.　入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2.　病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかをいいます。

(1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所

(2)前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表26　対象となる認知症

1.対象となる認知症とは、次の各号のすべてに該当する「器質性認知症」をいいます。

(1)脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

(2)正常に成熟した脳が、前号による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

2.前1の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次の各号のとおりとします。

(1)「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー＜ Alzheimer ＞病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック＜ Pick ＞病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ＜ Creutzfeldt-Jakob ＞病の認知症	F02.1
ハンチントン＜ Huntington ＞病の認知症	F02.2
パーキンソン＜ Parkinson ＞病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス［HIV］病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）のうち ・せん妄、認知症に重なったもの	F05.1
神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G31）のうち ・神経系のその他の明示された変性疾患（ただし、レヴィ小体型認知症に限ります。）	G31.8

2013年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(2)「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

別表27　対象となる精神疾患

対象となる精神疾患とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	F20～F29
気分［感情］障害	F30～F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40～F48
摂食障害	F50
非器質性睡眠障害	F51

主な保険用語のご説明

あ 行	受取人	保険金・給付金を受け取る人のことをいいます。
か 行	解　約	契約者が保険期間の途中でご契約を消滅させることです。解約されますと以後の保障はなくなります。
	解約払戻金	ご契約を解約した場合などに契約者にお支払いするお金のことをいいます。
	給付金	被保険者が支払事由に該当したときに当社からお支払いするお金のことをいいます。
	契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える、毎年の契約日に対応する日のことをいいます。また、月単位の契約応当日といったときは、毎月の契約日に対応する日をいいます。
	契約年齢	契約日における被保険者の年齢のことをいい、満年齢で計算します。 (例)30 歳 8 ヵ月の被保険者の契約年齢は30歳となります。
	契約日	契約年齢や保険期間などの計算の基準日となる日のことで、通常は責任開始日の属する月の翌月 1 日が契約日となります。ただし、認知症保険(払戻金なし)の場合は、保険期間の始期の属する月の翌月 1 日が契約日となります。
	告　知	ご契約の申込みに際して、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など、当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままをお答えいただくことです。契約者と被保険者は、告知をしていただく義務(告知義務)があります。
	告知義務違反	告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、当社は「告知義務違反」として、ご契約を解除することがあります。
さ 行	失　効	保険料の払込みの猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。
	支払事由	保険金・給付金をお支払いする場合のことをいいます。
	責任開始期(日)	当社がご契約の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
は 行	払込期月	第 2 回以後の毎回の保険料を払込みいただく月のことで、月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までの期間のことをいいます。
	被保険者	生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。
	復　活	失効したご契約をもとに戻すことです。復活にあたっては、あらためて告知をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。
	保険契約者 (契約者)	当社と保険契約を締結し、ご契約上の権利(契約内容の変更の請求権など)と義務(保険料支払義務など)を持つ人のことをいいます。
	保険期間の始期	認知症保険(払戻金なし)の場合で、ご契約の申込みと告知のいずれか遅い時をいいます。
	保険証券	ご契約の保険金額・給付金額、保険料、保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。
	保険料	保障の対価として、当社に払込みいただくお金のことをいいます。
ま 行	免責事由	支払事由に該当しても保険金・給付金をお支払いしない場合のことをいいます。
や 行	約　款	ご契約についてのとりきめを記載したものです。

楽天保険の総合窓口(ご契約者様およびご加入を検討いただいているお客様専用のお問い合わせ窓口)

各種変更手続きダイヤル	保険金・給付金ダイヤル
0120-849-150 (無料) 受付時間 月～金 9:00~19:00 土日・祝日9:00~17:00 年末年始を除く	**0120-849-151** (無料) 受付時間 9:00~18:00 年末年始を除く

※当社委託先が承ります。

2021年7月作成

取扱代理店(お問い合わせ先)

楽天生命保険株式会社
東京都新宿区新宿 6-27-30
新宿イーストサイドスクエア 〒160-0022
https://www.rakuten-life.co.jp/